

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 鳥取県庁組織規程の一部改正
鳥取県税條例施行規則の一部改正
督促手數料、延滞金等徴收規則の制定
鳥取県廳事務専決及び代決規程の一部改正
- ◇告示 昭和二十七年指定有害動植物の平常發生防除計画について
昭和二十七年度稻作指定有害動植物平常發生防除計画の變更計画
- ◇人委規則 鳥取県人事委員會事務局組織規則

規 則

鳥取県庁組織規程の一部を改正する規則をここに公布する

昭和二十七年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県規則第一百号

鳥取県庁組織規程の一部を改正する規則

鳥取県庁組織規程（昭和二十六年十月鳥取庁規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二條の次に次の一條を加える。

第二條の二 知事は、必要があると認めるときは部に

「次長」を、課に「課長補佐」を置くことができる。

2 次長は、部長をたすけて部務を掌理し、部内各課の業務を監督する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

3 課長補佐は、課長をたすけて課務を掌理し、課内各係の業務を監督する。
第五條を次のように改める。

(附屬機關)

第五條 附屬機關として設置した審査会、審議会、調査会、協議会等は、法律により定められたものを除く外別表のとおりである。
別表を次のように改める。

別表

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年十二月一日から適用する。

鳥取県税條例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◆鳥取県規則第百二号

鳥取県税條例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税條例施行規則(昭和二十五年九月鳥取県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項を次のように改める。

第六條 事務所長は、県の作成した用紙による入場券又は利用券用紙の受払並びに県が作成する用紙によらない入場券用紙の発行状況を明らかにするために別記様式第九号による入場券(利用券)用紙受払簿、別記様式第十号による入場券(利用券)使用状況簿及び別記様式第十一号による入場券検印押なつ簿を備え出納又は検印押なつ都度これを整理しなければならない。
同條第二項中「入場税及び遊興飲食税に係る領收証」を「遊興飲食税領收証」に「入場税(遊興飲食税)領收証受払簿」を「遊興飲食税領收証用紙受払簿」に改める。

第八條の次に次の三條を加える。

(特別徴收義務者の復数指定の通知)

第八條の二 事務所長は、條例第二十七條第二項及び同第四十七條第二項の規定によつて特別徴收義務者を指定したときは、別記様式第十五号の二による入場税(遊興飲食税)特別徴收義務者指定書により通知しなければならない。

(條例第四十九條の二の規定による申告に伴う手続)

第八條の三 條例第四十九條の二第二項の規定による通知は、別記様式第十五号の三による通知書によつてする。

2 事務所長は、條例第四十九條の二第二項の認定をし

たとき及びその場所に該当しないこととなつた場合には遊興飲食税特別徴收義務者登録簿にその旨を記入しなければならない。

(入場税及び遊興飲食税の納税者台帳)

第八條の四 條例第二十三條第七項及び同第四十四條第

四項の規定による申告書を受理した事務所長は、別記様式第十五号の四による入場税納税者台帳及び遊興飲食税納税者台帳を備えこれを整理しなければならない。
5。
第九條の二中「別記様式第十五号の二」を「別記様式第十五号の五」に改める。

第九條の三第一項中「別記様式第十五号の三」を「別記様式第十五号の六」に「別記様式第十五号の四」を「別記様式第十五号の七」に改め、同條第二項中「別記様式第十五号の五」を「別記様式第十五号の八」に改め、同條第三項中「別記様式第十五号の六」を「別記様式第十五号の九」に改める。

第十四條第二項中「延滞金(延滞加算金)計算書」を「延滞金及び延滞加算計算書」に改める。

別記様式第四號中入場税遊興飲食税徴收簿の様式を次のように改める。

附 則

この規則は、昭和二十八年一月一日から施行する。

督促手数料及び延滞金等徴収規則をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◆鳥取県規則第百二號

督促手数料及び延滞金等徴収規則

地方自治法第二百二十五條第三項の規定による手数料及び延滞金條例（昭和二十七年十一月鳥取県條例第四十五号。以下「條例」という。）の規定に基き、この規則を定める。

（この規則の目的）

第一條 この規則は、地方自治法第二百二十五條第三項の規定による手数料及び延滞金の徴収、並びに同條第四項の規定による滞納処分に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

督促状の様式及び發送期日）

第二條 條例第二條の規定による督促は、督促状（様式第一号）によりこれを行う。

第三條 收支命令者は、税外収入金を納期限内に完納しないものがあるときは、納期限後二十日以内に督促状を發しなければならぬ。

（督促状の指定期限）

第四條 督促状に指定する期限は、督促状を發する日から十四日以内とする。

（期限後の納付）

第五條 督促を受けた納付義務者が、督促状の指定期限後において税外収入金を納付しようとするときは、督促状を發行した所属の出納長又は県出納員に督促状を示して納付しなければならぬ。

第六條 出納長又は県出納員は、前條の督促状の提示を受けたときは、延滞金の計算を行い、これを徴収しなければならぬ。

（滞納税外収入金の整理）

第七條 收支命令者は、督促状を發行したときは県税外収入金整理簿（様式第二号）を備えこれを整理しなければならぬ。

（滞納税外収入金の徴収委嘱）

第八條 收支命令者は、第四條の規定による督促状に指定した期限内に完納しないものがある場合は、納人の居所又は住所を所轄する收支命令者えその徴収を囑託書（様式第三号）により委嘱することができる。

2 前項の規定による委嘱を受けた收支命令者は、県税外収入金整理簿にこれを記載し、受託書（様式第三号）を委嘱した收支命令者え送付するとともに、所属の徴収吏員をして徴収させなければならぬ。

（徴収金の送付）

第九條 收支命令者は、徴収吏員をして県税外収入金を徴収させた場合は、直ちに囑託書を發した收支命令者え徴収金を送付させるため鳥取県会計規則（昭和二十

五年六月鳥取県規則第四十二号）第二十七條第二項の手續を執らせると共に、通知書（様式第四号）を送付しなければならぬ。

（滞納処分）

第十條 收支命令者は、督促状を指定した期限までに県税外収入金を完納しないものがあるときは、滞納整理表（様式第五号）を調製し、徴収吏員をして、督促状の指定期限後六十日以内に滞納処分に着手させなければならぬ。

（滞納処分のための書類）

第十一條 前條の規定による滞納処分に關する書類の様式は、次の各号に定めるところによる。

- 一 差押調書 (様式第六号)
- 二 債權差押通知書 (様式第七号)
- 三 債權及び所有權以外の財産權差押通知書 (様式第八号)
- 四 公賣公告 (様式第九号)

様式第一號

督促状	
納人	股納
第 号	昭和 年度県税外収入
税外収入金	圓
督促手数料	10 圓
	圓
合計金額	圓
期限 昭和 年 月 日限り	
(1) 昭和 年 月 日納額告知書第 号で納入の告知をしました上記の収入金が未納となつておりますので鳥取県 金庫又は最寄りの鳥取県支金庫え上記の期限までに納付して下さい。	
(2) 上記の期限までに納付せられないときは納額告知書に指定した期日の翌日から納入の日までの期限に應じて百圓につき一日四錢の割合をもつて計算した延滞金が加算して徴収されます。	
(3) 万一上記の期限までに納付できなかつた場合は県金庫は収納致しませんので納額告知書を発行したところの出納長又は出納員え直接納付して下さい。	
(4) 上記の指定期限を過ぎても完納せられないときは直ちに財産差押をしなければならないこととなります。	
収支命令者 氏 名 ㊦	
(1) 万一納額告知書を紛失された場合はその旨至急申出て下さい。	
(2) 本状の到着前に既に納付済の場合は行き違いですから御諒承下さい。	

五 滞納処分終了後滞納者に交付する計算書 (様式第十号)

六 差押財産を滞納者又は第三者に保管させる場合の封緘 (様式第十一号)

第十二條 第十條の規定による滞納処分は、前條に定めるものの外、国税滞納処分の例によらなければならぬ。

(徴収吏員等の証票)

第十三條 徴収吏員がその職務を執行するときは、その身分を示す証票(様式第十二号)を、第十條の規定による滞納処分を行うときは、県税外収入金滞納者財産差押証票(様式第十三号)をそれぞれ携帯しなければならぬ。

第十四條 知事は、前條の規定による証票(以下「身分証票」という。)を交付したときは、県公報により、これを告示する。

2 知事は、身分証票を整理するため、身分証票整理簿

(様式第十四号)を備えそのつ度整理しなければならない。

第十五條 徴収吏員は、その資格を失つたときは、すみやかに身分証票を知事に返納しなければならない。

2 徴収吏員は、身分証票の記載事項に異動を生じたときは、すみやかにその旨を知事に届け出て身分証票の書換交付を受けなければならない。

附 則

この規則は、昭和二十八年一月一日から施行する。

様式第六号

差 押 調 書

滞 納 者	住 所	氏 名	差押財産の表示									
			年度	期(月)別	納期限	種 別	金 額	延滞金	督促手数料	滞納処分費	督促状指定期限	摘 要

右の金額を徴収するため昭和 年 月 日本人(又は本人不在につき何某)立会の上前記の財産を差押えたり何処においてこの調書を作る。

昭和 年 月 日 住 所 立会人 氏 名 職 氏 名 氏 名 ① ②

注意 一、財産差押後においても収入金完納の日まで収入金百円につき一日四銭の割合をもつて計算した延滞金を徴収されます。
備考 一、滞納者又は他の立会人をして差押財産の保管をさせるとき、又は立会人に本書の謄本を交付したときは保管又は受領の旨を本書の末尾に記載の上署名なつ、印させて保管証又は受領書にかえることができる。

様式第七号

債 権 差 押 通 知 書

債 権 者	住 所	氏 名	債 務 者	住 所	氏 名	差押債権の表示											
						金額	その他重要事項	目的	年度	期(月)別	納期限	種 別	延滞金	督促手数料	滞納処分費	督促状指定期限	備 考

右債権者の滞納金額を徴収するため前記の債権を差押えたから昭和 年 月 日までに送付ねがいます。
この通知を受けた後債権者に對して支拂つてもその支拂は無効です。
右通知します。

昭和 年 月 日

何 某 殿

收 支 命 令 者

様式第十号

計	入	種別金額	種別金額	出
		計		
右のとおりです。				
昭和 年 月 日				
滞納者氏名殿				
收支命令者印				

様式第十一号

果税外收入金滞納処分による
差押物件封緘

滞納処分
の
執行
吏員
の
印

解 名

注意
この封印を損壊したときは二年以下の懲
役又は一万五千円以下の罰金に処せられ
る

様式第十二号

第 号 所 屬 鳥取県事務吏員 氏 名 生 年 月 日

果税外收入金徴収吏員証

昭和 年 月 日 交付

鳥取県知事 氏 名 印

裏面

一 この証票は果税外收入金を徴収する場合に携
行しなければなりません。

二 この証票は退職、轉職の場合は直ちに返納し
なければなりません。

様式第十三号

第 号 所 屬 鳥取県事務吏員 氏 名 生 年 月 日

果税外收入金滞納者財産差押証票

昭和 年 月 日 交付

鳥取県知事 氏 名 印

裏面

一 この証票は果税外收入金を期限内に完納し
ない場合において、督促手数料、延滞金等徴
收規則第十條の規定により滞納処分のため財
産差押を行う際携行しなければなりません。

二 この証票は、退職、轉職の場合は直ちに返
納しなければなりません。

五センチメートル

様式第十四号

身分証票整理簿

番号	交付者職氏名	交付年月日	受領印	返納年月日	受領印	備考
1.						
2.						
3.						
4.						
5.						

備考 (1) 徴収吏員の証票と果役外収入金滞納者財産差押証票とは口盛を區別すること。
 (2) 備考欄には交付の事由、返納の事由その他を記載すること。

規則

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和二十七年十二月二十七日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第一百四号

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則

鳥取県庁事務専決及び代決規程(昭和二十六年十一月鳥取県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。
 第七條中左表を次のように改める。

正当決裁者	代決の順序	第一次	第二次	第三次
知事	副知事	主 務 部 長	主 務 部 長	予め知事が指定した部長
副知事	主 務 部 長	予め副知事が指定した部長	主 務 部 長	予め部長が指定した課長
部長	次 長	主 務 部 長	主 務 部 長	予め部長が指定した課長
課長	課 長 補 佐	主 務 部 長	主 務 部 長	予め部長が指定した課長
係長	係内の上席の吏員	主 務 部 長	主 務 部 長	予め課長が指定した係長

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年十二月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第六百四号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第二十四條の規定に基き、昭和二十七年年度麥指定有害動植物平常發生防除計画を次のように定めた。

昭和二十七年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、事業の對象となる作物
記
麥

二、防除計画面積(又は石數)

區 域	對 象 作 物	防 除 面 積	反 當 種 子 量	種 子 消 毒 要 量	備 考
岩美 鳥取 八頭 氣高 東伯	麥	八七一町	四、八升	四八八石	
同	同	一、二三七	〃	六九八	
同	同	一、四二〇	〃	七〇八	
同	同	二、八五二	〃	一、四四八	
計		一、四〇〇		四、九九〇	

三、防除に必要な藥劑

指定病害虫名	藥劑名	町当所要量(石当)	總所要量	備考
西伯 米子 日野 同	二、八九〇 三七〇	二四六 一六五	〃 〃	一、三八八 二六〇
計	九、六四〇	一、四〇〇		四、九九〇

四、防除実施期間

むぎゆきぐされびよう

昭和二十七年十一月一日から

昭和二十八年三月三十一日まで

種 子 消 毒	藥 劑 名	町 当 所 要 量 (石 当)	總 所 要 量	備 考
むぎゆきぐされびよう	ウスブルン	一〇〇グラム	四九九	
	石灰ボルドー液	七、五キログラム	一〇、五〇〇	
	硫酸銅	七、五	一〇、五〇〇	
	生石灰	七、五	一〇、五〇〇	
	展着劑	〇、六一	八五四	

五、防除実施要領

(一) 県 段 階

県において関係団体と協議し総合防除計画をたて、病虫害防除所に指示するとともに、必要な資材の入手をあつ旋する。

(二) 第 二 階

郡においては病虫害防除所が郡内関係団体の意見を聴き、管内の防除計画をたて、市町村防除実施機関に必要な指示をし、又発生予察を行いこれを県及び防除実施機関へ通知する。

(三) 市 町 村 段 階

各市町村における防除実施機関は、納害虫防除所の指示に基き、具体的防除計画を立案し又同所の予察に基き状況を考慮し防除を実施する。

六、防除資材の購入配給方法

防除事業の主体である県農業共済組合連合会が一括防除薬劑を購入し、病虫害防除所の定める計画に基き同連合会郡支部を通じて各市町村の防除実施機関に配給する。

鳥取県告示第六百五号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第二十四條の規定に基き、昭和二十七年年度稻作指定有害動植物平常発生防除計画の變更計画を次のように定めた。

昭和二十七年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

一、變 更 計 画

(一) 防 除 計 画 面 積

區 域	對 象 物 積	防 除 面 積		備 考
		いもち病積	備	
岩美病虫害防除所	三、九八二	五〇六		
鳥取頭同	四、四三三	五八二		
八頭同	四、三四二	四三二		
氣高同	八、一九〇	八五五		
東伯同	六、九七九	七六〇		
西伯同	三、五八六	三五五		
米野同	三、五一二	三、四九〇		
計				

(二)

指定病虫害名	薬劑名	町当所要量	総所要量	備考
いもち病	石灰ポルドー液 硫酸銅 展着劑	七、五〇 一五、〇 〇、六	二六、一七五 五二、三五〇 二、〇九四	

人事委員会規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 倉繁良逸

鳥取県人事委員会規則第十五号

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を

改正する規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。

第四條 第五條 第六條及び第八條を次のように改める。

第四條 事務局に左の係を置く。

庶務審査係

任用係

給與係

職階係

第五條 庶務審査係は左の事務を掌る。

- 一 委員会の公印の管守に關すること。
- 二 委員会の人事一般に關すること。
- 三 委員会の予算、決算及び会計に關すること。
- 四 委員会の文書の受発及び保存に關すること。
- 五 委員会の會議に關すること。
- 六 委員会の廣報に關すること。
- 七 勤務時間その他勤務條件に關すること。(給與に關する事項を除く)
- 八 行政能率に關すること。
- 九 研修の總企画に關すること。
- 一〇 職員團體の登録に關すること。
- 一一 職員の不利益処分の審査に關すること。
- 一二 職員の勤務條件に關する措置要求の審査等に關すること。
- 一三 公務災害補償の異議の審査に關すること。
- 一四 勞働基準監督に關すること。
- 一五 人事行政の運営についてなす勸告に關すること。

と。(他係の主管に屬する事項に關するものを除く)

一六 人事機關及び職員に關する條例の制定又は改廢についてなす意見の提出に關すること。(他係の主管に屬する事項に關するものを除く)

一七 その他他係の主管に屬しないこと。

第六條 任用係は「職員の競争試験及び選考に關すること。」を掌る。

第八條 職階係は「職階制に關する計画の立案及び実施に關すること。」を掌る。

附 則

この規則は公布の日から施行し昭和二十七年十二月二十三日から適用する。